

shotoku3_3/setai_suu3_3[i],setai_shotoku3_4/setai_suu3_4[i]
}

}

おわりに

「所得再分配調査」の再集計を時系列で行うための基本的なスクリプトの作成を行った。昭和 62 年、平成 2、5、8、11、14 年の 6 期間にわたってのデータ解析を行うためには、データセットの時間的な整合性を保持することが必要であるが、それは十分可能なことが判明した。来年度は、この結果を踏まえ精緻な分析を試みたい。

付録

各種コードの時系列変化

		62	2	5	8	11	14		統一版
世帯構造	単独(男)世帯	2	2	2	2	2	1		2
	単独(女)世帯	3	3	3	3	3	2		3
	夫婦のみの世帯	5	5	5	5	5	3		5
	夫婦と未婚の子のみの世帯	6	6	6	6	6	4		6
	片親と未婚の子のみの世帯	7	7	7	7	7	5		7
	三世代世帯	8	8	8	8	8	6		8
	その他の世帯	9	9	9	9	9	7		9
	A	B							
世帯類型	高齢者世帯	1	1	1	1	1	1		1
	母子世帯	2	2	2	2	2	2		2
	父子世帯	3	3	3	3	3	3		3
	その他の世帯	4--7	4	4	4	4	4		4
世帯業態	会社・団体等の役員の世帯	1	1	1	1	1	1		1
	（一般常雇用者）企業規模1～4人	2	2	2	2	2	2		2
	企業規模5～29人	3	3	3	3	3	3		3
	企業規模30～99人	4	4	4	4	4	4		4
	企業規模100～499人	5	5	5	5	5	5		5
	企業規模500～999人	6	6	6	6	6	6		6
	企業規模1000～人	7	7	7	7	7	8 → 7		7
	官公庁	7	8	8	8	9	9 → 8		8
	不詳					10	10 → 19		9
	1月以上1年未満の契約の雇用者世帯	8	9	9	9	9	11 → 9		9
	日々又は1月未満の契約の雇用者世帯	9	10	10	10	10	12 → 10		10
	（自営業者世帯）雇人あり	10	11	11	11	11	13 → 11		11
	雇人なし	11	12	12	12	12	14 → 12		12
	（その他の世帯）内職	12	13	13	13	13	15 → 13		13
	所得を伴う仕事をしている者のいる世帯（内職）	13	14	14	14	14	16 → 14		14
	所得を伴う仕事をしている者のいない世帯	14	15	15	15	15	17 → 15		15
	（農耕・専業世帯）所得を伴う仕事をしている者のいる世帯	15	16	16	16		18 → 19		16
	所得を伴う仕事をしている者のいない世帯	16	17	17	17		→		14
	（農耕・兼業世帯）常雇用者等のいる世帯	17	18	18	18		→		15
	その他の世帯	18	19	19	19		→		16

勤めか自営か		62--08	14			
	自営業主(雇人あり)	1	1			
	自営業主(雇人なし)	2	2			
	家族従業者	3	3			
	会社・団体等の役員	4	4			
一般雇用者	企業規模1~4人	5	5			
	企業規模5~29人	6	6			
	企業規模30~99人	7	7			
	企業規模100~499人	8	8			
	企業規模500~999人	9	9			
	企業規模1000人以上	10	10--11	11→	10	
	官公庁	11	12	12→	11	
	1月以上1年未満の契約	12	14	14→	12	
	日々又は1月末満の契約	13	15	15→	13	
	家族内職者	14	16	16→	14	
	その他	15	17、19、99	17→	15	
	仕事なし	16	18	19→	15	
	15歳未満および年齢不詳	△△	△△	99→	15	
				18→	16	

V. 研究報告(平成17年度)

我が国の所得格差と所得再分配効果に関する分析 ：バブル期から現在までのデータから

＜分担研究者＞

国立社会保障・人口問題研究所
社会保障応用分析研究部室長

小島 克久

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
「我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」
平成 17 年度報告書

我が国の所得格差と所得再分配効果に関する分析
：バブル期から現在までのデータから¹

小島 克久（国立社会保障・人口問題研究所）

1. はじめに

高度経済成長により国民の生活水準が向上した 1960 年代後半頃から、我が国は所得格差が小さい「平等社会」であると考えられてきた。しかし橋木（1998）等の指摘によると我が国の所得格差は拡大傾向にある。実際に、我が国の所得格差の指標であるジニ係数を厚生労働省「所得再分配調査」の結果で見ると、1987 年には 0.3382 であったものが、2002 年には 0.3812 へと上昇している（再分配所得（社会保障給付や課税後の所得）の場合）。その一方で、税や社会保障による所得再分配効果は大きくなる傾向にあり、1987 年に 16.5% であった改善度（税や社会保障による所得再分配後（再分配所得）のジニ係数が、それらが行われる前（当初所得）のジニ係数に対してどの程度低下したかを示す数値）が、2002 年には 23.5% へと上昇している。このように、我が国は所得格差が拡大する中、所得再分配も機能している社会であると言いうことが出来る。

しかしながら、国民的な所得格差拡大感がある中²、どういった人々が所得再分配の恩恵を受けているのであろうか。これまでにも所得再分配機能に関する研究は多く行われてきた。例えば、高山・有田（1996）、厚生省（1999）によると、高齢者に相当の所得再分配が行われていることが所得再分配調査の当時の個票データにより証明されている。ただし、この分析は年齢別の一人あたり所得で行っており、分析が世代間の所得再分配機能の証明に重点が置かれている。また、大竹（2005）は、1981 年と 1993 年の「所得再分配調査」のデータを用いて、1980 年代を中心とした分析を行っている。その結果によると、所得再分配機能は、若年層から高齢層への移転が中心であるとしている。

1980 年代後半のバブル期、その後の「失われた 10 年」と呼ばれる経済不況の間にこうした所得再分配効果はどのように機能し続けてきたのであろうか。そこで、本論文では、まず、男女、年齢、世帯構造別に所得格差の状況を概観し、その後、所得再分配機能がどのような人々の間で機能しているかについて検証する。

2. 使用データと所得の定義等について

（1）使用データ

厚生労働省「所得再分配調査」³の 1987 年、1993 年、2002 年調査の個票を用いて、後

¹ 本論文は、平成 16～17 年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）『我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究』において行われた、厚生労働省「所得再分配調査」の再集計結果を引用・活用した。この場を借りて、御協力いただいた方々に厚く御礼申し上げたい。

² 内閣府「国民生活選好度調査」によると、「収入や財産の不平等が少ないこと」について、「ほとんど満たされていない」人の割合は、1984 年の 14.6% から 2002 年には 22.4% へと上昇している。

³ 「所得再分配調査」とは、社会保障制度並びに租税による所得再分配の実態を明らかにして、厚生労働行政の企画立案のための基礎資料を得ることを目的として厚生労働省が実施している調査である。調査で

述する指標等を算出した。同調査においては、前年の所得を調査するので、1986年、1992年、2001年の所得を分析することになる。

(2) 所得の定義、所得格差指標

本論文では、所得水準や所得格差に関する指標の集計方法であるが、OECD "Income Distribution Project"⁴等で定められた仕様に基づいて所得を定義したり、ジニ係数を求めたりした。

まず、分析対象は世帯員であるので、一人当たり所得を用いることとした。ただし、一人あたり所得の算出に当たっては、個人が所属する世帯の規模の違いを考慮するために、等価尺度を用いた⁵。等価弹性値として0.5を用い、以下の式から算出した。

$$W = D/S^{0.5}$$

(W : 一人当たり所得、D : 世帯所得、S : 世帯員数、0.5 : 等価弹性値)

所得再分配効果の測定のため、当初所得と可処分所得の2つの所得を算出した。前者は①雇用者所得、②農耕畜産所得、③事業所得、④家内労働所得、④財産所得（利子・配当金、家賃・地代）⑤その他の私的移転（個人年金、退職金、生命保険からの給付金等）で構成される、後者は当初所得に⑥社会保障給付（公的年金・恩給、その他の社会保障給付）、を加え、⑦直接税（所得税、住民税、固定資産税、自動車税）と⑧社会保険料を控除したものである。前者は自らの就労や財産運用による所得であり、後者は税や社会保障による所得再分配後の所得である。両者の所得水準の比較をするだけでも、所得再分配が機能しているか否かを分析することも可能である。

次に、所得格差の指標として、最もよく知られた所得格差指標であるジニ係数（The Gini index）を算出した。ジニ係数の計算式は以下の通りである。

$$Gini = \left(\frac{2}{\mu \cdot n^2} \cdot \sum_{k=1}^n k \cdot W_k \right) - \frac{n+1}{n}$$

注：W_kは個人kの一人あたり所得（kは昇順で並べた順位）、nは世帯員数、μは一人あたり所得の算術平均。

さらに、税や社会保障が所得格差に与える影響を分析するには、当初所得のジニ係数と可処分所得のジニ係数の変化を見る必要がある。そこで、両者のジニ係数の変化率を改善

は社会保障給付の受け取りや、税及び社会保険料を負担する前の当初所得と、これらの受け取りや負担をした後の再分配所得が調査されている。調査は昭和37年から昭和47年までは5年おき、昭和47年以降は3年おきに実施されている。最近の調査結果は平成14年調査のものがあり、「国民生活基礎調査」の対象世帯の内、約1万世帯を対象に実施された。医療の現物給付の給付額など社会保障給付を広く捕捉するところに特徴がある。

⁴ OECDで行われている研究プロジェクトであり、加盟国の所得（水準、格差等）に関する分析を行うことを目的としている。古くは Sawyer(1976)による OECD 加盟国の1970年頃の世帯所得の格差等に関する分析があった。近年の分析では、所得の定義などは Luxembourg Income Study で用いられている方法と基本的には同じである。なお、このプロジェクトは過去に行われた実績があり、詳細は OECD (1996)、経済企画庁経済研究所 (1998年) を参照。最新の結果は、OECD (2004), "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s" 及び金子・小島・山田 (2005) を参照のこと。

⁵ 住居費等の世帯員全員で共通に消費する性格のものは、世帯員数が増加しても必ずしも比例的に支出が増加するわけではない、という考え方を背景に採られている方法である。本論文では世帯員数の平方根で世帯可処分所得を除する方法を探ったが（詳細は Atkinson (1995) を参照）、世帯構成員の年齢別の生計費などを元に等価尺度を設定する方法もある（詳細は河野（1987）、高山・有田（1996）を参照のこと）。

度として算出する。計算式は以下の通りである。

改善度=（当初所得ジニ係数－可処分所得ジニ係数）÷当初所得ジニ係数
この数値が大きいほど、税や社会保障による所得再分配が大きく機能していることが分かる。本論文では所得格差の「改善度」を男女・年齢・世帯構造別に算出し、所得再分配機能がどの集団に対して機能しているかを明らかにした。

3. 分析結果

(1) ジニ係数の状況

(a)男女・年齢別

当初所得ベースのジニ係数を見ると、男女とも、若年者で低く、高齢者で高くなっている。2002年の数値で見ると、男性の場合、15～59歳では0.321～0.363の間に分布しており、格差の現れ方は安定的である。60歳以上からジニ係数は上昇し75～79歳の0.719でピークに達するが、80～84歳で0.671、85歳以上でも0.678と高い水準となっている。女性の場合、15～54歳までは0.335～0.368の間で安定している。その一方で55歳以上では上昇傾向にあり、75～79歳で0.676とピークになり、その後の年齢階級では低下している。それでも、75歳以上で最も低くなる85歳以上でも0.588の水準にある。

1987年からの時系列の動きを見ると、ジニ係数が安定している年齢階級とそうでない年齢階級が明確に分かれている。男性では、30～49歳と65歳以上で、女性では30～44歳と60歳以上でジニ係数が上昇傾向にある。その一方でその他の年齢階級では安定的に推移している。このように現役世代と高齢世代の2つでジニ係数が上昇しているが、前者では、年功序列から実績主義的な賃金構造への変化等が背景として考えられる。後者については、核家族化の進展による単独世帯や夫婦のみの世帯の増加により、就労による所得がない世帯にいる者（高齢者）が増えたことが背景にあるものと思われる（図1,2）。

一方、可処分所得ベースでのジニ係数を見ると年齢による格差は、当初所得に比べて著しく小さくなる。2002年の数値で見ると、男性では15～54歳の間では0.281～0.327の間に分布している。60歳以上では当初所得ほどではないがジニ係数は上昇し、60～64歳で0.389となる他、75～79歳で0.390となっている。女性では若年層で若干高く、15～19歳、20～24歳ではそれぞれ0.325、0.335となっているが、25～49歳までは0.302～0.316の間で安定している。50歳以上でジニ係数は上昇するが、特に55歳以上では0.346～0.397の水準となっている。このように、可処分所得で見たジニ係数も高齢者で高くなっている。

1987年以降の時系列での動きを見ると次の通りである。男性の場合ジニ係数は30～49歳で上昇傾向にあり、高齢層では一部の年齢で上昇が見られるものの、（高齢者の全年齢に共通して見られるという意味での）一貫した上昇傾向にはなっていない。その一方で女性の場合、15～24歳、30～44歳の他、55歳以上で上昇傾向にある。現役世代の場合、当初所得段階での格差が税や社会保障によって解消されないことが考えられる。高齢者の場合、年金の給付等が手厚い一方で、年金等の所得が低い一人暮らし等の女性の単独世帯が増えていることがこのような時系列での変化となって現れているものと思われる（図3,4）。

(b)世帯構造別

次に、世帯構造別にジニ係数を見ていくことにする。世帯については同じタイプのものでも、男女や年齢によりその性格が異なるので、世帯構造別のジニ係数は男女・年齢階級別に求めた。ただし、サンプル数の関係から、15歳以上の年齢別に15～34歳、35～64歳、65歳以上の3区分とした。

まず、当初所得で見たジニ係数を2002年の数値で見ると、男女とも、65歳以上の単独世帯、夫婦のみの世帯で高い。2つの世帯のジニ係数は男女ともに0.8強の水準となっている。その一方で、高齢者の間でジニ係数が最も低いのは、三世代世帯であり、男女とも約

0.3程度の水準にある。三世代世帯の場合、その所得に同居している家族の所得が含まれるため、所得格差は、高齢者だけの世帯に比べて小さくなるものと思われる⁶。実際に、三世代世帯に属する者のジニ係数は15～34歳、35～64歳でも大きく変わらない。現役世代のジニ係数を見ると、35～64歳では、女性の単独世帯と夫婦のみの世帯で0.5を超える水準にある。15～34歳では総じてジニ係数は低めであるが、女性の片親と子どもから成る世帯で0.4程度の水準となっている。前者については、高齢期に近い者がいる一方で、夫婦の間で妻が就労している場合とそうでない場合で所得格差が現れやすくなることが考えられる。そして、後者については、母子世帯で低所得者が多くなることが背景にあるものと思われる。1987年以降の時系列で見た場合、ジニ係数の上昇傾向が見られない世帯が多い中、高齢者の世帯の間では、夫婦と子どもから成る世帯や片親と子どもから成る世帯でジニ係数が上昇している（図5,6）。

次に、可処分所得で見たジニ係数を2002年の数値で見ると、当初所得に比べて世帯間の格差は小さくなる。特に、高齢者においてジニ係数が高かった単独世帯と夫婦のみの世帯のジニ係数は他の世帯とあまり変わらなくなっている。その背景には、高齢者に対する年金等の社会保障給付が行われた結果、世帯類型間のジニ係数の格差が縮小したものと考えられる。現役世代のジニ係数を見ると、35～64歳では、女性の単独世帯が0.4を超える水準にある。15～34歳では総じてジニ係数は低めであるが、女性の片親と子どもから成る世帯で0.4を少し下回る水準と、同じ年齢階級の中では高めの水準となっている。後者については、母子世帯への社会保障等による支援があるものの、その効果は高齢者ほど大きくなことが考えられる。1987年以降の時系列で見た場合、サンプル数のためか、男性についてはジニ係数の動きについて明確な傾向は見られないが、女性については比較的安定的な傾向が見られる（図7,8）。

（2）ジニ係数改善度（所得再分配効果）の状況

(a)男女・年齢別

上で述べたジニ係数の改善度を測ることで、税や社会保障による所得再分配効果の大きさを見ることが出来る。まず、男女年齢別にこれを見ると、以下のようになる。

男性の場合、60歳以上で改善度は大きくなる。2002年のデータで見ると、15～59歳では6.5～14.7%の改善度にとどまっている。その一方で60歳以上では、60～64歳が21.5%であるのに対して、70～74歳では49.9%にまで上昇する。その後は40代後半で推移している。女性の場合にも男性と同様の傾向が見られ、15～59歳では改善度は6.5～15.9%にとどまっているが、60～64歳では30.5%、65～69歳では46.4%にまで上昇する。しかし、70歳以上では改善度は低下しているところが男性と異なる。それでも85歳以上では32.4%の改善度となっている。1987年からの時系列で見た場合、男女ともどの年でも60歳以上で改善度が高くなっている。時系列での変化を見ると、男女とも65歳以上で改善度が上昇している。高齢者で改善度が高い背景であるが、我が国の社会保障給付が高齢者主体であることが考えられる。ただし、男性と女性で年金の給付水準に違いがあることが、男女別では後期高齢層での改善度に格差が見られる要因であるものと思われる（図9,10）⁷。

(b)世帯構造別

世帯構造別に見た場合、年齢別では現れない側面を見て取れる。高齢者のジニ係数の改

⁶ 我が国の場合、子どもと同居する高齢者が2001年で48.4%である（厚生労働省「国民生活基礎調査」）。そのため、高齢者の純粋な所得格差を見るには、高齢者個人の所得に着目した分析が一つの対応である。高齢者個人の所得に関する分析は、厚生省（2000）、小島（2004）を参照。

⁷ 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」によれば、2003年度の社会保障給付費84兆2668億円のうち、高齢者関係給付は59兆3,178億円となり、社会保障給付費に対する割合は70.4%である。さらに年金保険給付費は42兆9959億円（高齢者関係給付費の約72%）となっている。

善度は高かったが、高齢者の世帯構造別に見ると改善度に格差があることが分かる。高齢の男女ともに共通しているのは、単独世帯と夫婦のみの世帯で改善度が高く、その他の世帯ではこれらの世帯ほど高くないことである。また、現役世代についてみると、女性の夫婦のみの世帯や片親と子どもから成る世帯で同じ世代の他の家族類型に比べて高くなっている。1987年からの時系列では男性では全体的に高くなっているが、高齢者ではその世帯間格差を維持する形で改善度が高くなっている。女性の場合、高齢者では男性と同様の形で改善度が上昇しているが、現役世代では35～64歳の一部の世帯で改善度が上昇している。

こうした結果の背景であるが、高齢の単独世帯や夫婦のみの世帯では当初所得ベースのジニ係数が高い一方で、税や社会保障による所得再分配により、再分配所得ベースのジニ係数が他の世帯と大きく変わらない程度に低下した結果、高い改善度となって現れているものと思われる。また、現役世代で、女性の片親と子どもから成る世帯で改善度が高めである背景であるが、母子世帯に対する各種の支援策の効果ではないかと思われる。よって、バブル期以降でも所得再分配効果は高齢者だけの世帯を中心に、母子世帯がこれに次いで大きくなっていることが分かる（図11,12）

4.まとめ

上記の結果をまとめると、以下のようなになる。

- ① 我が国のジニ係数を男女・年齢別で見ると、当初所得ベースでは男女とも高齢期で著しく高くなる。時系列で見ると、ジニ係数が安定している年齢階級とそうでない年齢階級が明確に分かれしており、男性では、30～49歳と65歳以上で、女性では30～44歳と60歳以上でジニ係数が上昇している。可処分所得ベースではジニ係数の年齢間の格差は当初所得ほどではなくなるが、高齢者のジニ係数はやはり高い。時系列で見ても、男性の30～49歳、女性の15～24歳、30～44歳の他、55歳以上で上昇傾向にある。
- ② 世帯構造別に見ると、当初所得ベースでは、高齢者の単独世帯、夫婦のみの世帯で高く、三世代世帯で低くなっている。現役世代では、35～64歳の女性の単独世帯と夫婦のみの世帯、15～34歳の女性の片親と子どもから成る世帯でジニ係数が高い。可処分所得ベースのジニ係数は、男女・年齢別の場合と同様に、当初所得に比べて世帯間の格差は小さくなっている。1987年以降の時系列で見た場合、女性については比較的安定的な傾向が見られる。
- ③ 所得再分配効果を、当初所得と可処分所得のジニ係数の変化率である「改善度」で見ると、男女ともに、高齢者で改善度が高くなっている。世帯構造別では、同じ高齢者でも高齢者の単独世帯と夫婦のみの世帯で改善度が高く、その他の世帯との格差が見られる。また現役世代では、女性の片親と子どもから成る世帯で改善度が高くなっている。時系列では、こうした世帯構造間の違いを維持しつつ、改善度は上昇している。

我が国は、所得格差が拡大傾向にある一方で、税や社会保障による所得再分配が機能している状態にある。今回、等価尺度による所得ではあるが、男女・年齢・世帯構造別にジニ係数の状況と、所得再分配機能の状況について分析した。そこから言えるのは、これまでも増加し、今後も増加することが見通されている高齢者の所得格差、特に高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の所得格差が大きいことと、現役世代の中で30～40歳の所得格差が拡大傾向にあることである。前者については、大竹（1994）、船岡（2001）、小島（2001）等において、高齢化と所得格差との関係について論じられている。我が国の場合、高齢者という所得格差の大きなグループの規模の拡大が所得格差拡大の一面を説明している。その一方で、彼らは年金等をはじめとする社会保障給付の多くを受け取る立場にある。そのため、彼らは所得格差の拡大に貢献する一方で、所得再分配効果の発揮させることにも貢献していることになる。

また、30～40歳代の所得格差の拡大であるが、終身雇用や年功序列賃金といった日本的

な雇用・賃金体系からの変化、就業形態の多様化、1990年代以降近年まで続いた経済不況の下で、我が国社会で、特に社会保障の出し手としての役割を果たしてきた。そのため、ジニ係数の拡大幅は小さかったものの、所得再分配効果を示す改善度は小さく、所得格差の拡大感を強く感じたグループではなかったかと思われる。近年、家族形態の多様化により、ひとり親世帯が増加しつつある。特に女性が親であるひとり親世帯の経済状態は厳しいものであるが、各種の母子世帯を対象とした施策の効果により、高齢者ほどではないが一定の所得再分配機能を享受していたことが明らかになった。

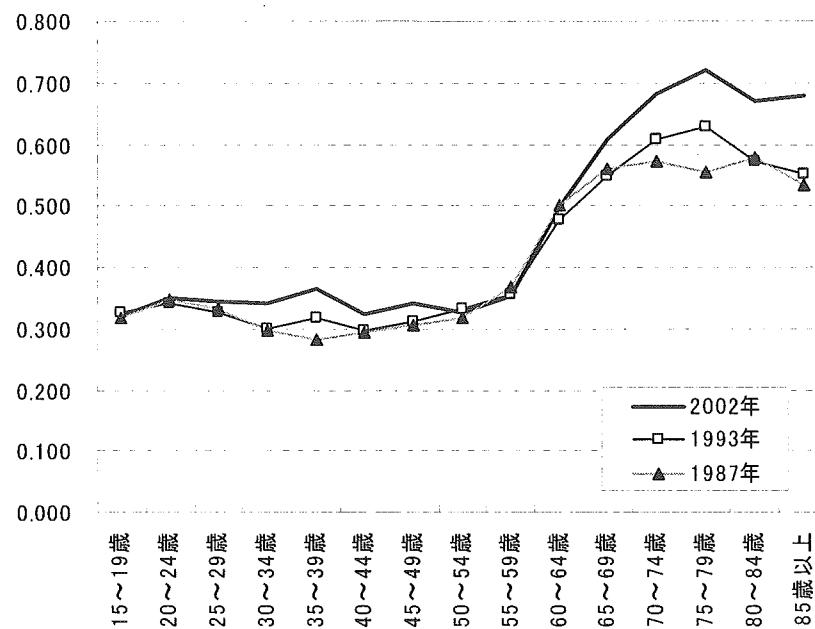
このように、所得格差が拡大する中、我が国では高齢者、母子世帯の順に社会保障給付に重点が置かれているため、彼らに対する所得再分配機能はよく機能している。こうした構造が1990年代も続いていたことが分かる。また、これまでには社会保障の支え手であった現役世代の中で既に述べたような大きな変化が生じ、格差が拡大している一方で、所得再分配の恩恵は少なくなっている。社会保障の重要な機能である所得再分配機能がどのような人々が支え、恩恵を受けてきたかを常に分析し、必要な課題を検証することが、社会保障の上での所得再分配機能を有効にするものであると言えよう。

(資料)

- 1) 橋木俊詔（1998年）,『日本の経済格差』,岩波書店.
- 2) 高山憲之・有田富美子（1996年）,『貯蓄と資産形成』,岩波書店.
- 3) 厚生省（1999）,『平成11年版厚生白書』,ぎょうせい.
- 4) 大竹文雄（2005年）,『日本の不平等』,日本経済新聞社.
- 5) 経済企画庁経済研究所（1998年）,「日本の所得格差—国際比較の視点から一」（経済分析 政策研究視点シリーズ11）,経済企画庁経済研究所.
- 6) OECD (1996) "Income Distribution in OECD Countries".
- 7) Sawyer (1976), "Income distribution in OECD countries", OECD Economic Outlook, Occasional Studies, Paris.
- 8) OECD(2004),"Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s".
- 9) 金子能宏・小島克久・山田篤裕（2005年）,「所得格差の国際動向：経済協力開発機構の国際比較データから」,『我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究』（平成16年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業））.
- 10) A.B.Atkinson(1995),"Incomes and the welfare state", Cambridge univ. press.
- 11) 河野綱果（1987年）,「人口高齢化における子供と老人の幸福」,『人口問題研究』,第184号,pp.1-18.
- 12) 厚生省（2000）,『平成12年版厚生白書』,ぎょうせい.
- 13) 小島克久（2004年）,「高齢者個人の経済力と医療費負担」『医療負担のあり方が医療需要と健康・福祉の水準に及ぼす影響に関する研究』（平成15年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業））.
- 14) 大竹文雄（1994年）,「1980年代の所得・資産分配」,『季刊理論経済研究』,第45号,pp.385-402.
- 15) 船岡史雄（2001年）,「日本の所得格差についての検討」,『経済研究』,第52巻2号, pp. 117-131.
- 16) 小島克久（2001年）,「高齢者の所得格差」,『人口学研究』,第29号,pp.43-52.
- 17) 小島克久（2005年）,「家族形態の変化と見通し」,『季刊社会保障研究』,第41巻第2号,pp.74-82.
- 18) 濱本知寿香（2005年）,「母子世帯の生活状況とその施策」,『季刊社会保障研究』,第41巻第2号,pp.96-110.

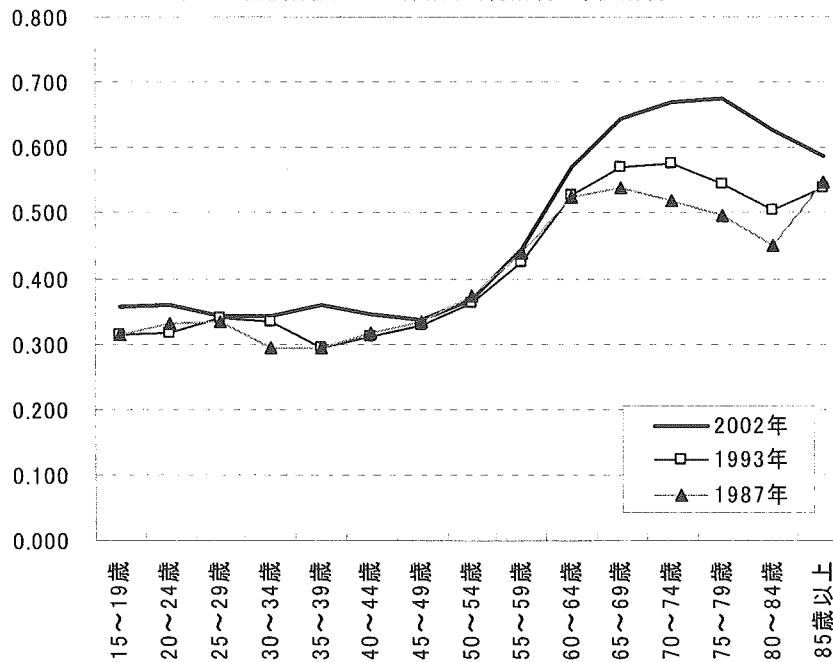
(図表編)

図1 年齢階級別ジニ係数(当初所得・等価所得・男)



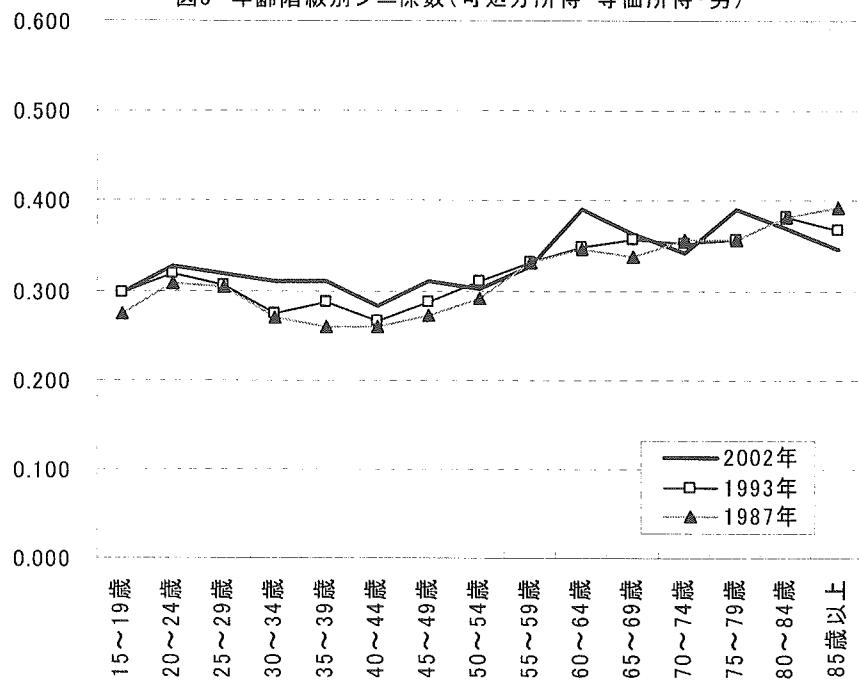
資料:厚生労働省「所得再分配調査」の再集計結果

図2 年齢階級別ジニ係数(当初所得・等価所得・女)



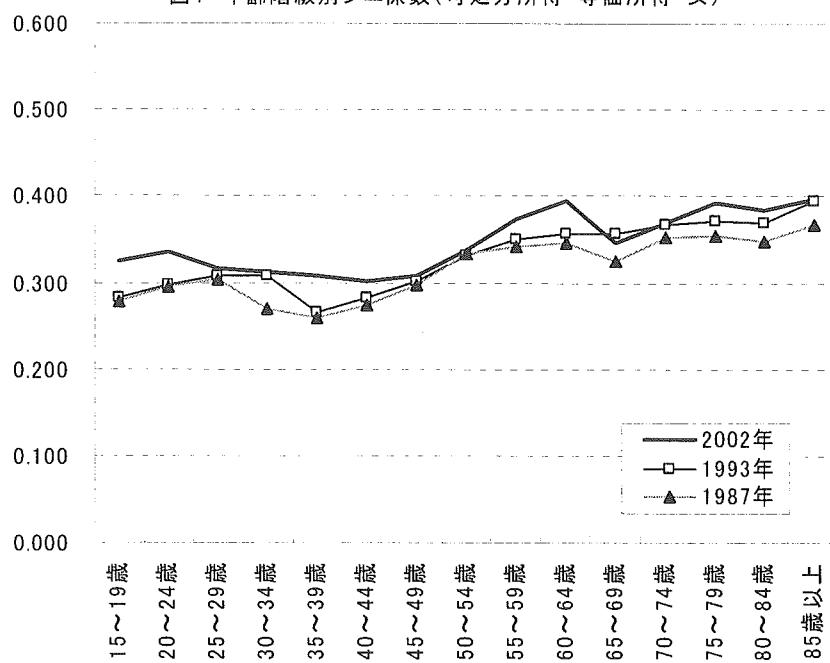
資料:厚生労働省「所得再分配調査」の再集計結果

図3 年齢階級別ジニ係数(可処分所得・等価所得・男)



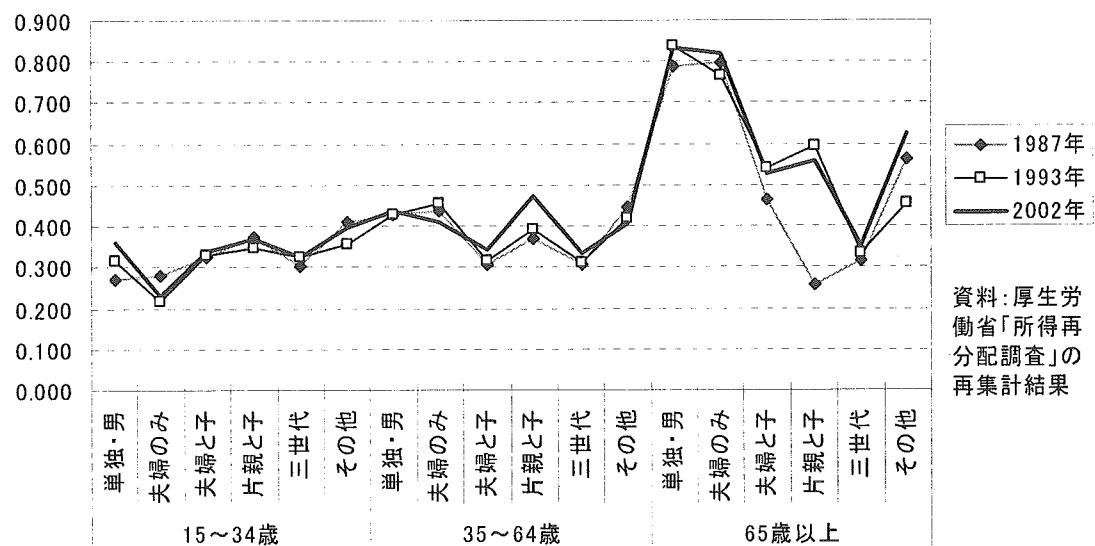
資料:厚生労働省「所得再分配調査」の再集計結果

図4 年齢階級別ジニ係数(可処分所得・等価所得・女)



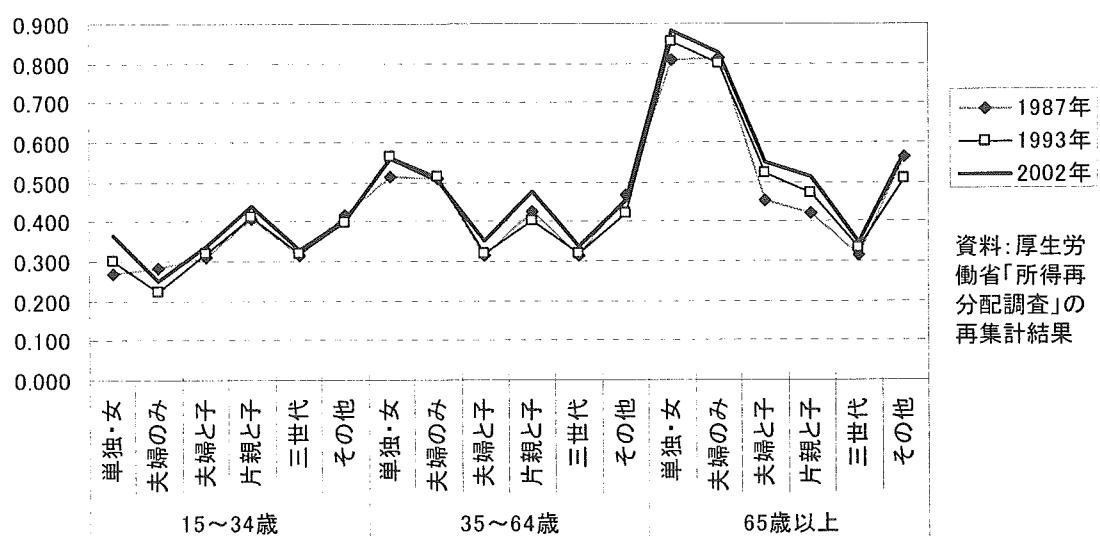
資料:厚生労働省「所得再分配調査」の再集計結果

図5 年齢及び個人が属する世帯構造別に見たジニ係数(当初所得・男)



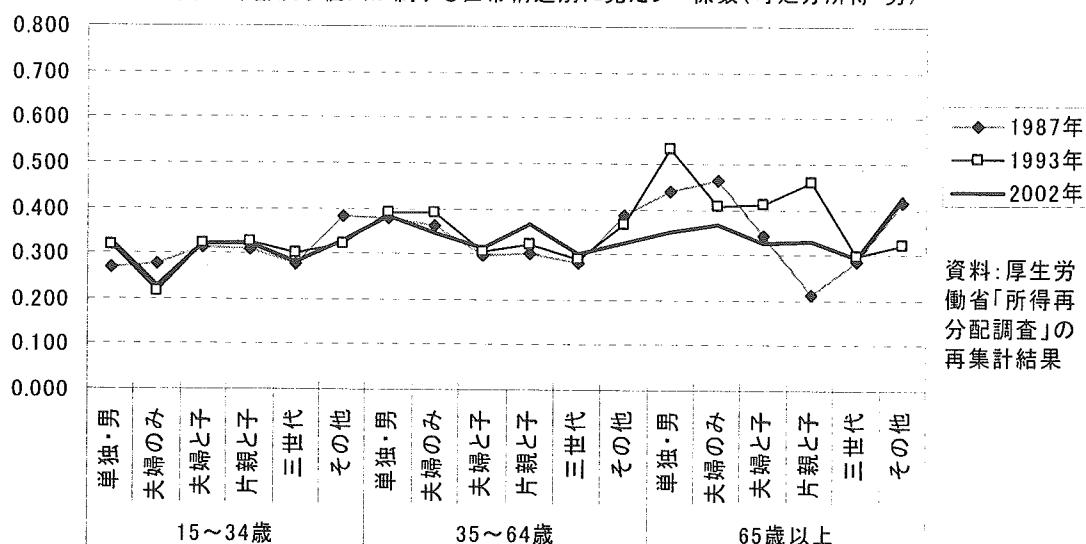
資料:厚生労
働省「所得再
分配調査」の
再集計結果

図6 年齢及び個人が属する世帯構造別に見たジニ係数(当初所得・女)



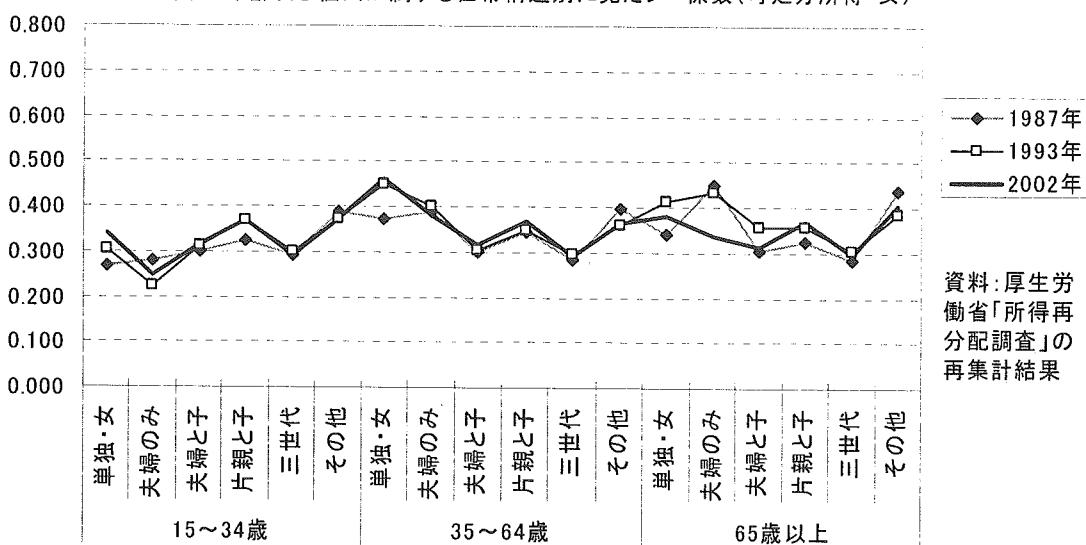
資料:厚生労
働省「所得再
分配調査」の
再集計結果

図7 年齢及び個人が属する世帯構造別に見たジニ係数(可処分所得・男)



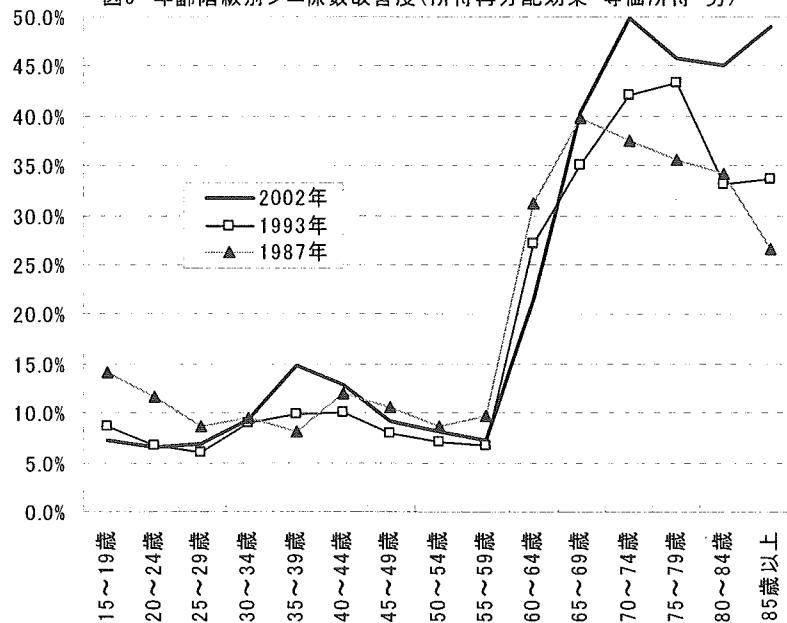
資料:厚生労
働省「所得再
分配調査」の
再集計結果

図8 年齢及び個人が属する世帯構造別に見たジニ係数(可処分所得・女)



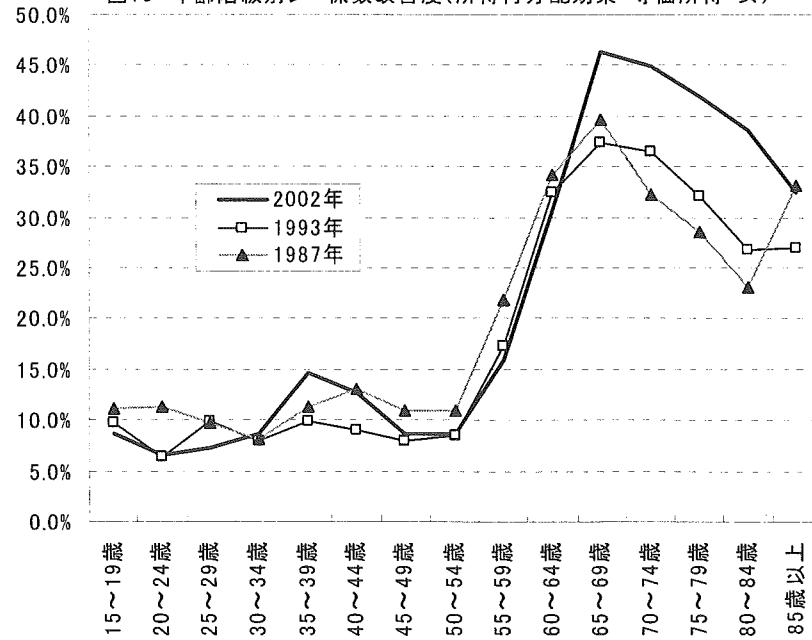
資料:厚生労
働省「所得再
分配調査」の
再集計結果

図9 年齢階級別ジニ係数改善度(所得再分配効果・等価所得・男)



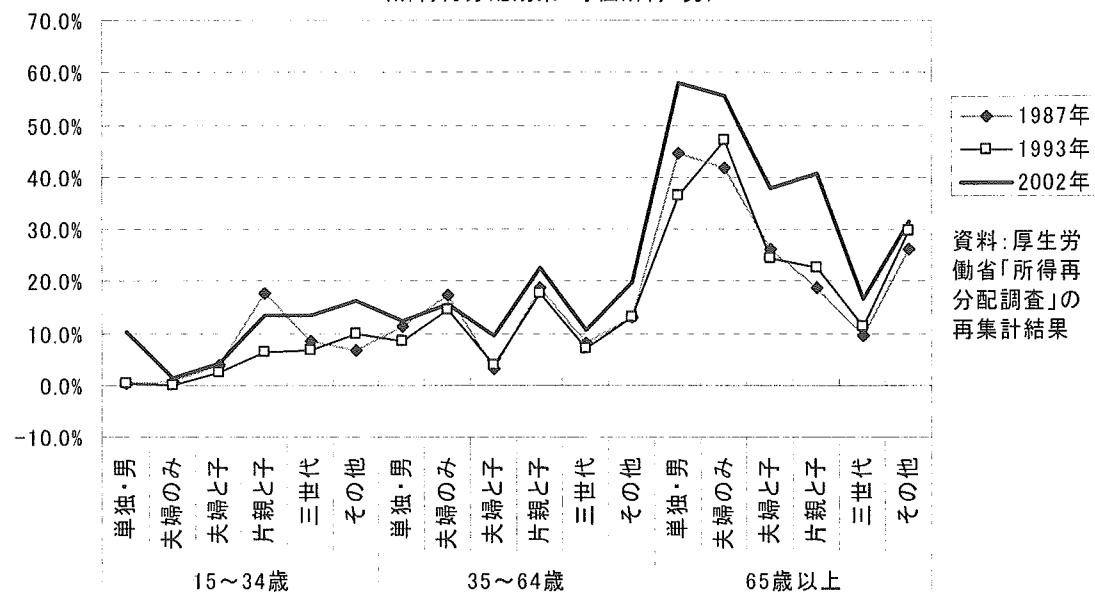
資料:厚生労働省「所得再分配調査」の再集計結果

図10 年齢階級別ジニ係数改善度(所得再分配効果・等価所得・女)



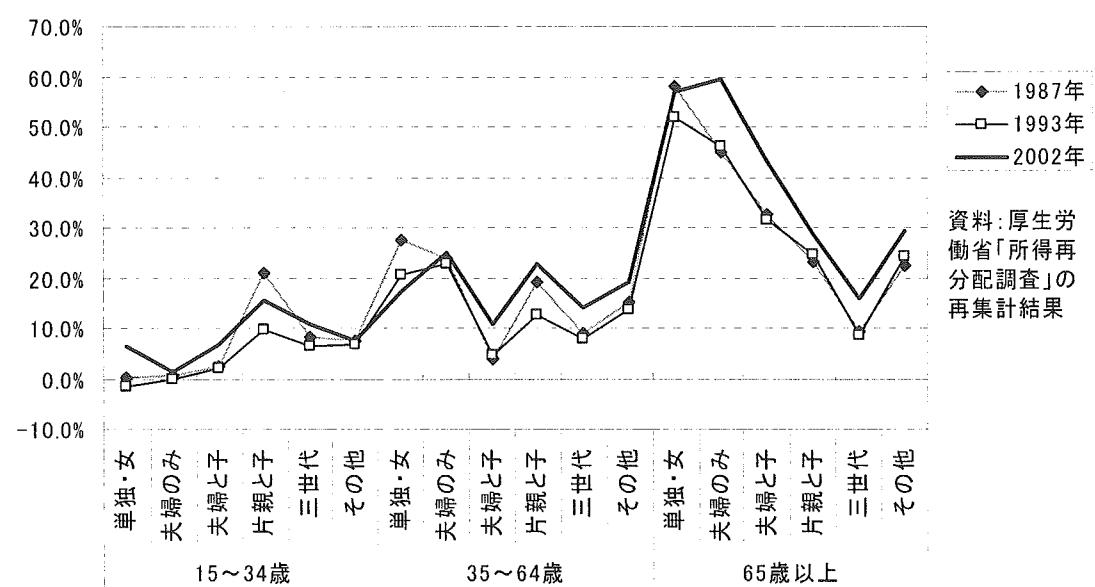
資料:厚生労働省「所得再分配調査」の再集計結果

図11 年齢及び個人が属する世帯構造別に見たジニ係数改善度
(所得再分配効果・等価所得・男)



資料:厚生労
働省「所得再
分配調査」の
再集計結果

図12 年齢及び個人が属する世帯構造別に見たジニ係数改善度
(所得再分配効果・等価所得・女)



資料:厚生労
働省「所得再
分配調査」の
再集計結果

「所得再分配調査」を用いたベーシック・インカムの 検討

＜分担研究者＞

国立社会保障・人口問題研究所
社会保障基礎理論研究部室長

山本 克也

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
「我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」
平成 17 年度報告書

「所得再分配調査」を用いたベーシック・インカムの検討

山本克也（国立社会保障・人口問題研究所）

1 はじめに

ベーシック・インカム（以下、BI）とは、

“就労の有無、結婚の有無を問わず、すべての個人（男女や大人子どもを問わず）に対して、ベーシック・ニーズを充足するに足る所得を無条件で支給しようとする最低限所得保障の構想。社会保障給付（租税ならびに社会保険による）のうちの現金給付部分（「保険」「扶助」「手当」）をすべてこれに置き換える、その財源を勤労所得への比例課税ならびに各種所得控除の廃止に求めようとする租税＝社会保障政策構想（小沢修司）”
と定義される。

BI の特徴としては

- i 家族単位でなく個々人に対して所得保障が行われる
- ii 他の所得の有無は問わない
- iii 現在および過去の労働履行が要求されない

ことが挙げられる。この議論はどちらかといえば社会学者の間で盛んであり、経済学者から見れば、負の所得税、社会配当、参加所得等との区分が付きづらいといった意見や就労インセンティブとの関係からこれに否定的な意見が多いⁱⁱ。しかし、BI には社会保障には当たり前の給付・反対給付の原則を破ること、もっといえば社会保障に付きもののステигマを破る可能性があることから一考の価値があると考える。本稿においては「所得再分配調査 平成 14 年版」の個票を用いて、この BI の試算を行ってみたい。

本稿の構成は以下の通り。まずデータの紹介を行う。次に、分析方法の解説を行う。そして結果の報告と最後に若干の考察を行う。

2 分析データ

今回、分析に用いた資料は厚生労働省政策統括官付政策評価官室の出す「所得再分配調査 平成 14 年版」の個票である。この調査では、社会保障制度及び税による所得再分配の実態を明らかにして、厚生労働行政の企画立案のための基礎資料を得ることを目的としている。調査の対象および客体は、全国の世帯及び世帯員を対象とし、国民生活基礎調査準備調査により設定された単位区から、層化無作為抽出された 500 単位区内の全世帯を調査の客体とした。ただし、住込み、寮・寄宿舎に居住する単独世帯や社会福祉施設に入所している世帯は除いている。調査は概ね 3 年に一度の周期で実施しており、今回の調査日は平成 14 年 7 月 18 日（医療の受療の状況等については、平成 14 年 7 月 18 日～8 月 17 日）である。

調査事項は、

- (1) 所得は平成 13 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの状況を調査。
- (2) 税は直接税のうち所得税、住民税、固定資産税（事業上のものを除く。）及び自動車税・軽自動車税（事業上のものを除く。）について平成 13 年 1 月 1 日から同年 12

月 31 日までの状況を調査。

- (3) 社会保険料は被用者保険、国民健康保険及び国民年金（拠出制）の各制度による保険料について平成 13 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの状況を調査。
- (4) 年金、その他の社会保障給付は各制度の給付金品について平成 13 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの状況を調査。各制度には厚生年金保険、船員保険、国民年金（福祉年金を含む。）、恩給、各種共済組合、労働者災害補償保険、生活保護及びその他法令に基づくものなどがある。
- (5) 社会保障給付のうち医療、介護の現物給付は平成 14 年 7 月 18 日から同年 8 月 17 日までの 1か月間の受療日数及び利用日数を調査した上、これに基づき給付額を推計。
- (6) 社会保障給付のうち、保育の現物給付は前年 1 年間の保育所の利用月数及び保育料を調査した上、これに基づき給付額を推計となっている。

なお、対象客体数 (A) 10,125 世帯、有効客体数 (B) 7,623 世帯で有効回収率 (B/A) 75.3 % であった。

3 分析方法

基本的に小沢(2002)の方法を踏襲した。BI を支給するために、社会保険や税で給付される部分の現金給付は行わない（公的年金や公的扶助等がこれにあたる）。また、所得控除等もやめてしまう（なくなる控除は給与所得控除、基礎控除。しかし、所得再分配調査には控除項目がない）。比較のために当初所得との関連で説明しておこう。当初所得とは、簡単にいえば社会保障給付・拠出と税金を関係なくした所得のことである。これと社会保障給付を入れた所得との比較を表 1 では行っている。しかし今回のように BI を導入する場合には、いくつかの工夫がいる。まず当初所得というものを求める。これは「所得再分配調査」に定義がある。その定義は、

- 当初所得=雇用者所得+事業所得+農耕・畜産所得+財産所得+家内労働所得及び雑収入並びに私的給付（仕送り、企業年金、生命保険金等の合計額）

である。文字通り、当初にあった所得項目だけを拾ったものである。ここに BI は入れるのだが、BI を入れる際には社会保険や税で給付される現金給付は行わない。また、所得控除等もやめてしまう。しかし、社会保険の現物給付分は入ってくる。すなわち、BI 後の課税所得は

- BI 後の課税所得=当初所得-社会保障拠出の現物分
と表せる。一方、新しい所得税率は定率の 50%ⁱⁱⁱであるから、BI 後の所得は
- BI 後の所得=BI 後の課税所得×(1 - 0.5)+社会保障給付の現物分+BI
となる。BI を導入する場合、本来ならば所得控除分を差し引く必要があるのだが、所得再分配調査にはこの項目が無いので割愛した。その意味で、ここにあげる BI の所得は過大にでていることに注意を要する。ここで、BI は一ヶ月 8 万円（年額 96 万円）とするのも小沢（2002）のとおりである。

それでは表 1 のいくつかの項目との比較を行いたいが、その前に若干の注記が必要である。本稿ではジニ係数を以下の 2 通りの方法で求めている。それは個別に求める方法と十分割（厚労省に準拠）の方法の二つである。個別に求める方法とは、

手順 1 所得を小さい順に並べて、世帯表・個人表それぞれを、a1,a2, …,a7623 個人のときは、a1,a2, …,a21494 とする。ただし、個人票表れる負の数は 0、9999 の不適切値は削除とした。

手順2 $b_1 = a_1$
 $b_2 = a_1 + a_2$
 $b_3 = a_1 + a_2 + a_3$
 \dots

$$b_n = \sum_{i=1}^n a_i$$

とする。

手順3

$$c_1 = \frac{b_1}{b_{7623}}$$

$$c_2 = \frac{b_2}{b_{7623}}$$

.....

$$c_n = \frac{b_n}{b_{7623}}$$

として、0～1までの数値に直す。(個人のときは、b 21494まで)

手順4 ローレンツ曲線の下側の面積を求める

$$T = (c_1 + c_2 + c_3 + \dots + c_{7623}) / 7623$$

$$= \sum_{i=1}^{7623} \frac{c_i}{7623}$$

(個人のときは、7,623を21,494に変える)

手順5 ジニ係数を算出する。

$$\text{ジニ係数} = 1 - T \times 2$$

一方の十分割とは、

手順1 世帯票の場合は a_1, a_2, \dots を小さい順に 10 個のグループ(十分位)に分ける。7,623 個あるので、762～764 個ずつのグループ。個人票の場合は 21,494 個あるので、2149～2150 個ずつのグループに分ける。

手順2 各グループ内で所得の合計を出し、全体の所得の合計に対する割合を出す。小さいほうの十分位から d_1, d_2, \dots, d_{10} とする。(所得再配分調査報告書 5 ページを参照) ただし、0～1で。たとえば、50%なら $d = 0.5$ で。

手順3 累積割合をだす。

$$e_1 = d_1$$

$$e_2 = d_1 + d_2$$

$$e_n = d_1 + d_2 + \dots + d_n$$

手順4 台形と見立てて、(上底 + 下底) × 高さ ÷ 2 でローレンツ曲線の下側面積を求める。ただし、一番最初は三角形なので、上底を 0 と置いて。